平成２４年（フ）第１５３８３号
東京都足立区佐野２丁目21―15―Ｄ104
破産者　鈴木　利弥
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３８４号
千葉県市川市南行徳３丁目16―８―402
破産者　志田　浩章
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５３８５号
東京都世田谷区松原５丁目48―16
破産者　鈴木　重文
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９７号
名古屋市中村区二ツ橋町４丁目14番地、商業登記簿上の本店所在地愛知県海部郡蟹江町須成西３丁目68番地
破産者　伸興通産株式会社
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３３５号
名古屋市名東区藤が丘120番地の２
破産者　株式会社Ｋスタイル
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５２号
愛媛県松山市大街道１丁目２番６号
破産者　足裏計画合同会社
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２９号
大阪市中央区玉造２丁目16番８号　玉造井上ビル６階
破産者　日本エースパック株式会社
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０２５号
奈良市東登美ケ丘５丁目７番27号、住民票上の住所奈良市東登美ケ丘１丁目３番７号
破産者　小堀　祐勝
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８号
岡山市南区浦安西町48番地57
破産者　二神　　誉
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７５号
岡山市北区東古松５丁目１番22号
破産者　笹山　善男
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５４号
最後の住所岡山県赤磐市下市187―１番地赤磐医師会病院、最後の住民票上の住所岡山県赤磐市沼田889番地13
破産者　亡脇本典和相続財産
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９８号
岡山市北区西辛川681番地２　シャーメゾンプラサ101号、旧住所大阪府三島郡島本町山崎２丁目１番２―814号
破産者　矢野　暁美
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９０号
大分県国東市武蔵町古市620番地
破産者　神田メディカル合同会社
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２０号
千葉県旭市江ケ崎1470番地
破産者　有限会社林建設土木
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
千葉県香取市小見川5720番地１　菅谷アパート１号室
破産者　石橋　正已
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第１５４号
静岡県富士宮市朝日町16番４号　エンゼルハイム富士宮205号
破産者　後藤　幸弘
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２４６号
徳島市福島２丁目５番10号
破産者　有限会社佐野商事
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０４号
香川県高松市木太町６区3224番地１
破産者　株式会社ユニマック
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１７６７号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西４丁目15番23号
破産者　ダイサン商事株式会社
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３７５号
福岡県筑紫野市俗明院１丁目14番６―605号
破産者　森本　宣之
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５６号
埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目３番９号
破産者　奈良　節子
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部